

レセプト情報横流し問題の徹底調査と第三者提供の厳格なルール化を求める

厚生労働省は8月3日付で、診療報酬明細書（以下レセプト）の個人情報の適切な取扱いに関する事務連絡を出した。その内容は、レセプトに記載された個人情報に当たり得る情報を、「本人の同意を得ないで営利目的等のために第三者へ売却又は譲渡している事例がある、との情報が複数寄せられております」とした上で、個人情報保護の周知徹底等を健康保険組合連合会に依頼するものである。

一部の報道によると、患者さんのレセプト情報が一部の業者から製薬会社に横流しされ、医療機関への営業活動などに使われているケースや保険者が業務委託費の値引きと引き換えに民間事業者に対して独自利用を認め、事業者がその情報を第三者に渡して利益を得るといった構図があるといった疑念がもたれている。事務連絡でも、「氏名や生年月日等の直接的に特定個人を識別することができる情報を削除したとしても、受診した医療機関名などの他の情報と照合することにより、特定の患者等を識別することができる場合には、その情報は個人情報に該当する」と指摘しているように、これが事実であれば明らかな目的外使用であり、個人情報保護法違反である。

私たちは厚労省が推し進めるレセプトデータのオンライン化・電算化によって大量の個人情報漏洩や営利目的での流用が起こることに対して警鐘を鳴らしてきたが、まさに危惧してきたことが現実問題となっている。

今回の問題は事務連絡で注意喚起を促すだけではなく、主務大臣である厚生労働大臣が事実関係を徹底的に調査した上で、保険者名、情報提供先の事業者名、金銭授受の有無を含む一連の流れを公表し、勧告、改善命令などの厳重な措置を講じるべき問題である。

レセプトは患者さんの医療情報であり最大級のセンシティブ情報であるとともに、私たち医療機関の個人情報でもある。レセプト情報を守る立場から以下のことを厚生労働省に求めるものである。

- 一、レセプト情報横流しの事実関係を徹底的に調査すること。
- 一、調査の結果、事実を確認した場合には保険者名、事業者名並びに一連の経過を公表し、厳重な措置を講じること。
- 一、レセプトデータの第三者提供のルールを抜本的に見直すこととし、当面、第三者提供は必要最小限の範囲とする通知を発出すること。

2011年8月18日

長野県保険医協会理事会

